

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	介護保険法	法令番号	平成9年法律第123号	
手続名	介護支援専門員の報告等	根拠条項	第69条の38	
処分基準	<p>1 都道府県知事は、介護支援専門員の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、その登録を受けている介護支援専門員及び当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員に対し、その業務について必要な報告を求めることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員若しくは当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が第69条の34第1項若しくは第2項の規定に違反していると認めるとき、又はその登録を受けている者で介護支援専門員証の交付を受けていないものが介護支援専門員として業務を行ったときは、当該介護支援専門員又は当該介護支援専門員証未交付者に対し、必要な指示をし、又は当該都道府県知事の指定する研修を受けるよう命ずることができる。</p> <p>3 都道府県知事は、その登録を受けている介護支援専門員又は当該都道府県の区域内でその業務を行う介護支援専門員が前項の規定による指示又は命令に従わない場合には、当該介護支援専門員に対し、1年以内の期間を定めて、介護支援専門員として業務を行うことを禁止することができる。</p>			
	対応区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	<p>処理機関</p> <p>長寿社会課</p>	<p>交付機関</p> <p>長寿社会課</p>